



その他

4月1日から申請書などへの押印の大部分が不要になります

本町では、町民や事業者の負担軽減、行政手続きのオンライン化を見据えた行政サービスの向上を図るため、4月1日から町へ提出いただく申請書、届出書など約450件の様式について、押印を原則廃止しました。(詳細は町ホームページ参照)



なお、契約書など、今後も押印を必要とするものや、申請者の意思確認などを行うため、本人の署名を求めめるものがありますので、各手続における押印の要否については、書類を提出する担当課へ問い合わせください。

また、町からの通知に押されていた公印も一部廃止しましたのでお知らせします。

押印を廃止した主なもの
・各種補助金等交付申請書
・施設利用申請書 など
押印を継続する主なもの

オホーツク紋別空港利用助成制度

オホーツク紋別空港の利用促進、観光振興などを目的として創設しました「雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成制度」を令和4年度も実施します。

助成額は、町民は片道1万円、往復2万円。親戚知人や観光客など道外からの町内宿泊者と、町外から雄武町に通勤している人への助成は片道5千円、往復1万円です。

申請方法は、紋別-羽田間の航空機搭乗後60日以内に役場窓口へ申請書を提出してください。

Table with 2 columns: 対象者 (Applicants) and 助成額 (Subsidy Amount). Rows include: 雄武町民 (10,000 yen), 親権者が雄武町民で、町外の学校に通学している人 (20,000 yen), 道外在住者で町内の宿泊施設や親戚知人宅に宿泊した人 (5,000 yen), 町外から雄武町に通勤している人 (10,000 yen).

- 契約書
・入札書、見積書、請求書
・口座振替依頼書
・第三者への委任状
・第三者の同意書 など
問総務課庶務係

ヒグマに注意

春はヒグマによる人身被害が特に多い季節です。山菜採りや釣りなどで野山に入った際の事故を防ぐため、次のことに注意してください。
・単独行動を避け、複数人で行動しましょう。
・鈴の携行や笛を吹くなど、人の存在をヒグマに知らせましょう。
・食べ物やごみは必ず持ち帰りましょう。
・足跡やフンを見つけたら、すぐに引き返しましょう。
・動物の死骸を見つけたら、近寄らず、速やかにその場から離れましょう。



なお、申請の際に必要なものは次のとおりです。

- ①申請用紙(役場窓口、町ホームページから入手できます)
※搭乗者が道外在住者の場合、申請書の宿泊証明欄に宿泊した町内施設・家主の記載・押印が必要です。
②搭乗者名が記載された「ご搭乗案内」(ピンク色) もしくは搭乗証明書
※「搭乗券」(水色)・「保安検査証」(黄色) は利用できません

- ③申請者と搭乗者それぞれの運転免許証、健康保険証の写しなど住所記載の公的身分証明書
④口座番号が分かるもの(通帳・キャッシュカードなど)
⑤申請者と搭乗者が異なる場合(親子・親族関係に限る)、続柄関係が分かる戸籍証明や住民票
※満3歳以上12歳未満のお子様で、小児運賃の適用を受けた場合は、助成金額が半額となります。
※助成額よりも割安な航空運賃プランを利用した場合は、航空運賃プランの額と同額を助成します。
問財務企画課企画調整係



ヒグマと遭遇した場合

- ・こちらに気付いていないようであれば、その場を静かに立ち去りましょう。
・距離が近い場合は、視線をそらさず、動きを見ながら、ゆっくりと後退しましょう。
・子グマに遭遇した場合、親グマが近くにいるケースがありますので、驚かさないうように、速やかにその場から離れましょう。
・万が一向かってきたら、服や持ち物をその場に置いて、ヒグマの気を引くことも効果的です。
・クマ撃退スプレーも効果的です。
問産業振興課林務係

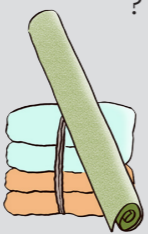


大規模な土地取引には届け出を

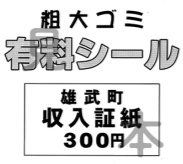
土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に係る契約を締結した場合には、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。
本町では、取引面積が都市計画区域で5千㎡以上、その他の区域で

《シリーズ》ごみの出し方Q&A

環境衛生係が「ごみの分け方・出し方」について、よくある質問について答えます。



質問1 粗大ごみはどうやって処分すればいいんですか?
回答1 雄武町では、粗大ごみだけを収集する収集日を設けていません。粗大ごみの材質が燃やせるものであれば燃やせるごみの日、材質が燃やせないごみであれば燃やせないごみの日に、粗大ごみに300円の「粗大ごみ有料シール」を貼ってごみステーションの横に搬出してください。
「粗大ごみ有料シール」は、指定袋を取り扱っている店舗で購入することができます。
また、直接ごみ処理施設に持ち込むことも可能です。ごみ処理施設へ直接持ち込む手段がない人につきましては、町が収集運搬業の許可をしている雄武工有有限会社などに依頼し、そちらの指示に従ってください。そのほか、粗大ごみの搬出で不明な点がございましたら環境衛生係にご相談願います。



1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。

- 届出者 土地の権利取得者
※売買であれば買主
届出期限 契約締結日を含め2週間以内
届出事項
・契約当事者の氏名・住所等
・契約締結年月日
・土地の所在・面積
・権利の種類・内容
・取得した土地の利用目的
・土地対価の額
届出書類
・届出書(窓口備え付け)
・土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わる書類
・土地位置図(5万分の1以上の地形図)
・土地および付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
・土地の形状を明らかにした5百分の1から2千分の1程度の図面
その他(委任状など)

問財務企画課企画調整係



質問2 刃物や割れたガラス類、陶器類などはどのように出したら良いですか?
回答2 刃物や割れたガラス類、陶器類などは危険ですので、新聞紙などで包んで燃やせないごみとして搬出してください。その際、包んだ新聞紙などに「ガラス」や「危険」と書いて搬出してもらえると収集する現場従事者が、安全に収集することができます。

質問3 生ごみの出し方で注意すべきことはありますか?
回答3 搬出された生ごみは、細かく破碎され、町内の農業法人によって、たい肥の一部として処理されます。生ごみの破碎作業を行う現場従事者の安全を確保するために生ごみの中に、貝殻などを混入しないでください。また、生ごみは、たい肥の一部となることから紙類・ラップ類・はし・つまようじ・タバコの吸殻などの異物を混入させないように注意願います。

ごみに対する質問などがある場合は、環境衛生係までお気軽に問い合わせください。

ごみの削減は、皆様のご協力が必要不可欠です。ごみの適切な分別をお願いします。

問住民生活課環境衛生係